

令和6年12月13日

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 平下 一三
 (公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
 なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
I-001	車両管理業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年1月7日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和6年1月6日（月）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年12月23日（月）12:00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月3日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

適 合 条 件

1 条件

契約相手方は次の条件を満たしていること。

- (1) 一般社団法人日本自動車運行管理協会の正会員であること。
- (2) 事業所（支店、営業所等）を東京23区内に有していること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。なお、提出書類に関する問い合わせは、令和6年12月20日17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和6年12月23日（月）1200

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省本省の内部部局における車両管理業務について規定する。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- (3) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

2 期間

業務期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 契約相手方の要件

契約相手方の要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人日本自動車運行管理協会の正会員であること。
なお、正会員であることが分かる資料の写しを契約締結後、速やかに官に提出すること。
- (2) 契約相手方の雇用する従業員に対して、次の事項を実施していること。
 - ア 雇用保険及び健康保険等の公的保険に加入させ、事業主として負担すべき費用を国に納付していること。
 - イ 定期健康診断を受診させる等、健康管理及び安全衛生対策を実施していること。
 - ウ 労働時間を適正に把握していること。
 - エ 業務の履行に必要な知識・技能を確保するため、社内サービス教育及び安全運転教育等を実施していること。
- (3) 交通事故が発生した場合において、迅速かつ責任ある行動ができ、万全で適切な事故処理対応ができること。このため、発生後概ね1時間以内に、事故状況を把握して初動対応を行うとともに、事業所（支店、営業所等）を東京23区内に有していること。

4 業務体制等

(1) 業務体制

契約相手方は、業務の総合的な把握と業務を円滑に実施するために官と連絡調整等を密に行う「車両管理責任者」及び車両管理責任者の指揮により業務を実施する「車両管理員」をもって業務体制を組むものとし、それぞれ官が指定する場所で勤務する。また、車両管理責任者不在時に代行する者として、車両管理員のうちから副車両管理責任者1名を指定し、官からの指示に迅速かつ確実に対応できる体制を構築する。

なお、本業務に関する緊急時の連絡体制図を作成の上、契約締結後、速やかに官に提出する。また、変更があった場合は、その都度、官に提出をする。（提出様式は任意とする。）

(2) 車両管理責任者等

- ア 契約相手方は、車両管理責任者及び車両管理員（以下、「車両管理責任者等」という。）を定め、契約締結後、速やかに車両管理責任者等有する資格等の必要な事項を総合的に纏めた業務従事者名簿を官に提出する。また、同名簿に変更があった場合は、その都度、官に提出する。（提出様式は任意とする。）
- イ 車両管理責任者は、官の指示を受け、官の指示内容を速やかに車両管理員に指揮・命令する。また、国会及び米軍基地への送迎等の特殊な業務については、入門方法等の要領を作成して共有し、共有した資料等は次年度業者に引継ぐ。
- ウ 車両管理責任者は、現場の業務履行の責任者として、防衛省からの運行の注文を受け、車両管理員に口頭又は電話等により指示する任務に当たるほか、車両管理員に対する日常業務（健康管理等を含め）の指揮命令を行うこと。
- エ 車両管理責任者は、交通事故が発生した場合、概ね1時間以内に事故状況の把握・対応・報告を実施する。

- オ 車両管理員は、車両管理責任者の指揮・命令により業務を実施する。また、車両管理員は、車両運行開始前に道路運送車両法第47条の2に基づき、日常点検整備を実施する。
- カ 車両管理員は、車両を運行する場合は安全運転に専念する。また、業務において車両の不具合等を発見した場合は、直ちに車両管理責任者に報告する。報告を受けた車両管理責任者は、直ちに不具合等の内容を確認のうえ官に報告し、官から必要な指示を受ける。
- キ 契約相手方は、車両管理責任者等が疾病その他特別な理由により業務の履行ができないと判断した場合は、直ちに官と協議しその承諾を得て、官の指示があつてから一定時間以内（1時間を目処）に欠員を補充し、業務に支障のないよう対応する。
- ク 本業務に従事する車両管理責任者等に必要な資格等は、表1のとおりとする。

表1

区 分		資 格
車両管理責任者	1名	① 契約相手方が継続して5年以上直接雇用している者 ② 車両管理の実務経験が1年以上の者 ③ 国が定める安全運転管理者の選任を受けている者 ④ 普通自動車免許を取得し、同免許の取得期間が3年以上の者
車両管理員（副車両管理責任者1名を含む。）	10名	普通自動車免許を取得し、免許を受けていた期間が3年以上、かつ、中型自動車（限定されていないもの）又は大型自動車免許を取得し免許を受けていた期間が1年以上の者。（ただし、6名については普通自動車免許のみでも可とする。）

ケ 車両管理責任者等の要件

車両管理責任者等が満たすべき要件は次のとおりとし、契約締結後速やかに車両管理責任者等の登録を官に行い、官の指示に基づく審査を受ける。

(ア) 令和7年4月1日現在で、原則、満年齢69歳以下の者。

ただし、65歳を超える者については、適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診させ、受注者において問題がないと認められる者であり、かつ、防衛省が了解したものであること。

(イ) 東京都内の地理及び道路事情に詳しく、状況に応じた対応ができる者であること。

(ウ) 業務遂行に相応しい清潔な身なりであり、言動及び行動に対して品位を保てる者であること。

(エ) 車両管理業務を行う者としての必要な知識を有し、教育を受け、かつ適切な健康管理を実施している者であること。

(オ) 日本国籍を有する者であること。

コ 車両管理責任者等の代替

車両管理責任者等（上記4（2）キによる代替者を含む。）が上記4（2）ケの要件を満たしていないと官が判断した場合には、契約相手方はこれに従い、その代替者を提示し、官及び契約相手方で協議する。

サ 車両管理責任者等は、業務上知ることのできた情報を漏らしてはならない。また、本業務を退いた後も同様とする。

シ 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官の指示を受け、庁舎内で定められた関係規則に基づく手続きを行うとともに諸規定に従う。

ス 過去1年間において、運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。

5 業務の勤務日等

契約相手方は次により業務を行う。

(1) 勤務日

行政機関の休日に関する法律に定める休日を除き、官の指定する日又は期間とする。

(2) 勤務時間

表2のとおりとし、休憩1時間を含む。

表2

区分	勤務時間	人数
車両管理責任者	0830～1715	1名
車両管理員	0830～1715	7名
	0930～1815	3名

(3) 前各号の規定にかかわらず、官の業務等の都合により業務実施の必要

があると認めた場合は、勤務日及び勤務時間以外（早朝・深夜・休日を含む。）においても、業務を遂行させることができる。

月間時間外勤務予定時間 11台合計 平日57時間 休日2時間

6 業務の内容

業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の運行計画及び立案
- (2) 車両の管理
- (3) 車両の運行
- (4) 燃料の給油（官の指定する給油所）
- (5) 前号に付随する業務
- (6) 事故の処理に関する業務
- (7) 自動車等の保険に関する事務
- (8) 車両の保守及び日常点検
- (9) 車両の洗車、ワックスがけ等及び車内の清掃
- (10) 車庫内の整理整頓及び清掃
- (11) 官の定める書類への記帳及び整理等の事務

7 業務に関する指示

業務に関する指示の流れは、別紙第1のとおりとする。

8 業務の報告及び確認

車両管理責任者は、日々の管理運行状況について、官の定める走行指令書（運転日報）を運行の都度作成し、1日から末日までのものを当月分として取りまとめ、官に翌月10日（10日が休日の場合は、直後の開庁日）までに提出し、官の確認を得る。

9 対象車両等

- (1) 官が提供する対象車両は別紙第2のとおりとする。ただし、契約期間内に車両の変更等があった場合は、官から通知する。
- (2) 官の都合により対象車両が修理等により走行できない場合は、官の提供する代替車で業務を行う。
- (3) 車両管理責任者等の常駐場所及び対象車両の保管場所は、官の指定する場所とする。

10 官及び第三者に及ぼした損害

契約相手方は業務において、官及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害が官の責に帰すべき理由で発生したときは、この限りではない。

11 事故対応等

車両管理責任者等が発生させた事故が解決するまでに必要な対応（相手方との交渉及び経費等）は契約相手方が行う。

また、事故後の対応については、誠意をもって相手方（相手方の加入する保険会社を含む）との交渉に当たるとともに、強固な連絡体制を構築し、交渉の進捗状況を官に定期的に報告し、指示を仰ぐものとする。

12 自動車保険の加入

契約相手方は、官の車両に対して自動車任意保険を締結する。この際、運転者年齢条件、限定運転手の条件等は付与しない（契約期間中に車両の変更等があった場合は、その車両に適用させる。）。また、車両管理員以外の者が車両を運行したときにおいても保険適用が可能なものとする。その担保種目及び保険金は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 対人賠償 | 無制限 |
| (2) 対物賠償 | 無制限 |
| (3) 対搭乗者賠償（1名当たり） | 1000万円以上 |
| (4) 車両賠償 | 査定額 |

13 修理等の費用負担

次の各号に要する費用は、官の負担とする。

- (1) 車検及び定期点検整備（自動車重量税及び点検整備に必要な油脂類及び消耗品を含む。）
- (2) 燃料の補給
- (3) タイヤ、バッテリー、ラジエータ液、ベルト類、タイヤチェーン、シートカバー等の交換及びエアコン等の修理調整
- (4) 契約相手方の責任によらない修理
- (5) 洗車用品、ワックス等の消耗品類
- (6) その他業務の履行上必要とする消耗品類及び光熱水料
- (7) 有料道路利用料
- (8) 駐車場利用料
- (9) 公共交通機関での移動では間に合わない緊急の用務に伴う交通費

14 健康診断等

契約相手方は、車両管理責任者等の健康診断を年1回定期的に実施し、その結果を官に報告する。

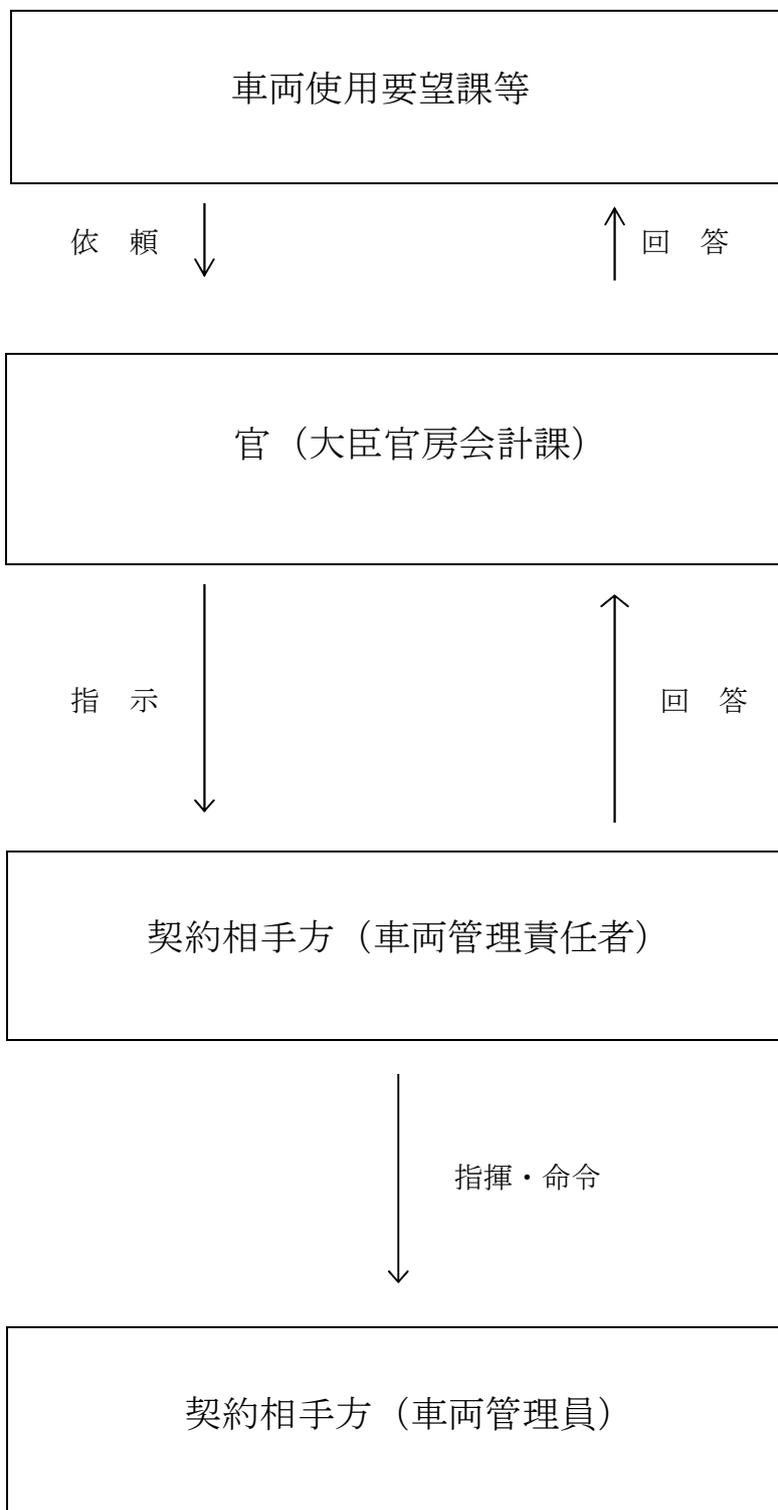
15 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

16 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項については、官と契約相手方との協議による。
- (2) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従う。

業務に関する指示



業務対象車両一覧表

No.	車 両	車 種	排気量	型 式	登録年月日	備考
1	普通自動車	日産 セレナ	1.99 L	DAA-GC27	H31. 3. 25	
2	普通自動車	日産 セレナ	1.99 L	DAA-GC27	H31. 3. 25	
3	普通自動車	トヨタ プリウス	1.79 L	DAA-ZVW51	R1. 12. 3	
4	普通自動車	トヨタ カムリ	2.48 L	DAA-AXVH70	H30. 10. 24	
5	普通自動車	トヨタ プリウス	1.79 L	DAA-ZVW51	R1. 12. 3	
6	普通自動車	トヨタ プリウス	1.79 L	DAA-ZVW51	R1. 12. 3	
7	普通自動車	トヨタ プリウス	1.79 L	DAA-ZVW50	H30. 2. 28	
8	普通自動車	トヨタ カムリ	2.48 L	DAA-AXVH70	H30. 10. 24	
9	普通自動車	トヨタ R A V	1.48 L	6AA-AXAH54	R2. 12. 10	
10	マイクロバス	日野 リエッセⅡ	4.00 L	2KG-XZB70M	R3. 1. 22	
11	マイクロバス	いすゞ ジャーニー	4.47 L	ABG-SDHW41	R3. 3. 10	

※車両番号については、契約締結後速やかに官から通知する。